

平成26年 1 月 井手町

1 月 臨 時 会 議 録

井 手 町 議 会

平成26年1月井手町議会臨時会会議録目次

第 1 号（1月15日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
発議第1号 井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定 の件	4
閉会	8
署名議員	9

第 1 号（平成 2 6 年 1 月 1 5 日）

会 議 録

臨 時 会

（開会）

平成26年1月井手町議会（臨時会）会議録（第1号）

招集年月日

平成26年1月15日

招集の場所

井手町議会棟議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成26年1月15日午前 9時58分 議長 村田忠文

閉会 平成26年1月15日午前10時10分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

10番 中坊 陽 11番 谷田 操

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村喜代一	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝	議会書記	菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
-----	-------	-------	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸	理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博
会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学	教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 自然休養村管理センター館長兼務	池田 清隆
企 画 財 政 課 長	脇本 和弘	税 務 課 長	中島 一也
住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘	高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章
保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	奥山 英高	建 設 課 参 事	畑中 智博
いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	山口 敏彦	学 校 教 育 課 長	小川 淳一
社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次	学校給食センター所長	藤崎 裕司

議 事 日 程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成26年1月井手町議会臨時会

議 事 日 程〔第1号〕

平成26年1月15日（水）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 発議第1号 井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。少し早いようですが、おそろいですので始めたいと思います。早朝よりのご参集、ご苦労さんでございます。

本日の1月井手町議会臨時会につきましては、地方自治法第101条第3項の規定に基づく臨時会招集請求により、汐見町長が招集されました。臨時会における審議案件は、議員発議による条例の一部を改正する条例制定の件であります。慎重にご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成26年1月井手町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、中坊陽議員、11番、谷田操議員を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（村田忠文） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日の1日間と決定しました。

本日の臨時会に招集告示されております案件は、議員発議による条例制定の件1件であります。なお、本日の日程は皆様のお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

日程第3、発議第1号、井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田久雄議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

それでは、井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件についての提案理由の説明をさせていただきます。

ただいま議題となっております発議第1号、井手町議会議員の定数条例の

一部を改正する条例制定の件について、提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

地方分権体制の確立・真の地方自治を実現するため、議会活性化特別委員会において、町の人口減少に伴う適正な議員定数の検討、今後より一層充実した議会運営並びに議場改革等について協議を重ねてまいりました。

とりわけ、議員定数の協議においては、事務局の調査資料及び他府県を含む他町村人口・有権者数と本町の人口・有権者数を比較検討する中で、各議員から忌憚のないご意見を聞かせていただきました。

最終、全員協議会において意見を集約していただきましたところ、現行の議員定数12人から10人にするのが妥当であるとの意見が大半でありました。提出者3名もこの意見に賛同したものであり、今回、発議第1号として、井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件を提出したところでもあります。この趣旨をご理解いただきまして、議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、発議第1号、井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

それでは、2ページの井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例新旧対照表にてご説明いたします。

例規ページ数101、第1条、井手町議会議員の定数12人を10人に改める。1ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。

以上であります。

議長（村田忠文） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

提出者の方にお伺いしますが、定数を2名減らして、どのように議会が活性化するとお考えなんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 岡田議員。

4番（岡田久雄） 4番、岡田久雄です。

先ほども提案理由を申し述べさせていただきました。議会活性化特別委員会において、各議員の皆様から忌憚のないご意見を重ねて、協議を重ねてまいりました。最終、全員協議会において意見を集約していただいた結果、定数を12人から10人に改めるのが妥当であるという意見が大半でございましたし、私も、また提出者2名の方も同じ意見でございますので、今回、これを提出したものであります。

以上です。それ以上、何もお答えすることはございません。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論を行います。

議員定数の削減は、議会活動を弱体化させ、民意を集約して住民と行政を結ぶパイプというものをさらに細くするものであり、12名の定数を現状のまま堅持すべきと考えますので、議案には反対です。

今、なぜ定数を減らせば活性化するのかと、どういうふうに活性化するのかとお尋ねをしましたがけれども、提案者の方からは、具体的な、この定数削減が議会活性化につながるというようなご説明もありませんでした。議会活性化委員会において、ほかにも削減を主張された方が挙げられた理由は、人口が減っている、ほかには、現状として欠員が2人あり、実際は10人しかいないのだから10人でいいのではないかと住民から言われているから、削減やむなしというようなご意見がありまして、およそ議会はどうあるべきかという議論のないまま、主体性を欠く理由しか出されませんでした。

また、議会活性化委員会では、議員報酬を引き上げて、意欲のある新たな人材、特に若い人に議会を目指してほしいという意見も多数出されましたが、それでは、なぜ改選目の今に、新人が手を挙げにくくなるような定数削減を行うのでしょうか。議員定数を現状の数に減らして報酬は引き上げたいと

いうのは、現職議員のお手盛りによる既得権益確保の意図が余りにも見え透いています。議員活動によって本業に経済的な影響が出ているなどという意見もありました。そうお考えの方は、本業に専念していただいて、議員に立候補されるべきではないと私は考えます。「地方でできることはできるだけ地方で」というかけ声の中で、国から都道府県へ、都道府県から市町村へとどんどんと権限移譲が行われ、地方の役割が大きくなり、地方議会の責務はますます重大になっています。住民の政治参加を保障する議員定数を削減するのは、明らかに住民の利益に反するものです。

地方自治法では、地方議会の権限として15項目にわたり記載されて、非常に大切な議会と議員の仕事が述べられています。予算の決定、決算の認定、使用料や手数料に関すること、契約の問題、財産の交換・使用規定や財産信託、財産の取得及び処分、寄附や贈与、権利の放棄、施設の利用、審査請求、不服申し立ての処理、損害賠償、公共団体の相互調整、その他、議会の権限に関することと多岐にわたり、膨大な量であります。

住民の願いを行政に反映していく任務を立派にやり遂げることが議会と議員の責任です。そのためには、それにふさわしい議会改革と活性化こそ求められているのではないのでしょうか。例えば、委員会の活動の活性化として、開催回数をふやすとか、住民からの請願は原則どおり委員会に付託して審議を尽くす、また、公聴会を開催したり、参考人を招致したり、行政側にももっと詳細な資料提出を求める、一般質問の時間制限をなくして十分質疑を行う、議会広報をインターネットなどを活用して充実させる、文書質問などで閉会中も議員が十分な事務調査をできるようにするなど、議会のチェック機能を高める活性化の方法はさまざまございます。

今回の提案は、手続的にも、短期間に開かれたわずか2回の活性化特別委員会で議論しただけで原案決定したもので、拙速と言わなければなりません。全体の定数を削減すれば当然考えなければならない常任委員会の再編については、改選を間近に控え、協議する時間も不十分です。削減まずありきの議論では、住民の代表たる議会の任務放棄にも等しいものです。定数削減さえすれば、みずからの議員活動が不十分でも免罪されるというものではありません。議員のあり方、議会とは何なのか、その原点に立って改めて考えれば、現状の12名でも不足の感があり、これ以上の削減には反対です。

以上、討論とします。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これから発議第1号、井手町議会議員の定数条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成26年1月井手町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時10分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 中 坊 陽

署名議員 谷 田 操